# 令和5年第4回(9月)佐渡市議会定例会会議録(第1号)

令和5年9月8日(金曜日)

# 議 事 日 程 (第1号)

令和5年9月8日(金)午前10時00分開会・開議

君

君

定

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 行政報告
- 第 5 議案第94号から議案第124号まで
- 第 6 請願第3号から請願第5号まで、陳情第9号、陳情第12号から陳情第15号まで

### 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員	(19名)								
	1番	平	田	和太龍	君	2番	山	本	健
	3番	林		純一	君	4番	佐	藤	

6番 後 藤 勇 典 君 8番 室 岡 啓 史 君 9番 子 広 瀬 大 海 君 10番 上 杉 育 君

11番 稲 辺 茂 樹 君 12番 山 田 伸 之 君 荒 13番 井 眞 理 君 14番 坂 下 善 英 君

15番 山 本 卓 君 16番 金 田 淳 一 君

17番 中 村 良 夫 君 18番 中  $\Pi$ 直 美 君 孝 雄 19番 佐 君 20番 駒 形 信 君 藤

2 1 番 近 藤 和 義 君

# 欠席議員(1名)

5番 中川健二君

# 地方自治法第121条の規定により出席した者

副市長 伊 市 長 渡 辺 竜  $\Xi$ 君 貝 秀 君 教 育 長 香 遠 正 浩 君 総務部長 中  $\Pi$ 宏 君 企画部長 友 紀 財務部長 平 石 田 君 山 栄 祐 君 社会福祉 市民生活 金 子 聡 君 吉  $\Pi$ 明 君

	地域振興部 長	祝		雅	之	君	農林水産部長	本	間	賢一	郎	君
	観光振興部 長	岩	﨑	洋	昭	君	建設部長	佐々	木	雅	彦	君
	教育次長	鈴	木	健 一	郎	君	教 育 次 長 (兼 教 育 総務課長)	磯	部	伸	浩	君
	消 防 長	中	野	照	之	君	会計管理者 (兼 会 計 課 長)	本	間	智	子	君
	上下水道課 長	森	JII	浩	行	君	両津病院 管理部長	倉	内		学	君
	選挙管理会長 務局長	谷	Ш	直	樹	君	代 表監查委員	渡	部	直	樹	君
	監查委員事務局長	原	田	健	_	君	農業委員会 事務局長	計	良	朋	尚	君
事務局職員出席者												
	事務局長	中	JII	雅	史	君	事務局次長	产	藤	壮	_	君
	議事調査係 長	数	馬	慎	司	君	議事調査係	余	湖	巳 和	寿	君

午前10時00分 開会・開議

○議長(近藤和義君) おはようございます。ただいまの出席議員数は19名であります。定足数に達しておりますので、これより令和5年第4回(9月)佐渡市議会定例会を開会いたします。

本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長(近藤和義君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

今期定例会の会議録署名議員は、6番、後藤勇典君及び8番、室岡啓史君を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長(近藤和義君) 日程第2、会期の決定を議題といたします。

今期定例会の会期及び会期日程について、議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長、金田淳一君。

〔議会運営委員長 金田淳一君登壇〕

○議会運営委員長(金田淳一君) おはようございます。去る9月6日に議会運営委員会を開催し、今期定 例会の会期及び会期日程について協議いたしましたので、御報告をいたします。

会期については、本日から9月27日までの20日間といたします。

会期日程については、お手元に配付した会期日程表を御覧ください。

本日は、この後、諸般の報告、行政報告の後、議案の上程、質疑、議案等の常任委員会付託を行い、散会いたします。散会後は、総務文教常任委員会を開催します。

11日は、午前10時から各派代表者会議、次いで議会広報特別委員会、午後1時30分からは議会運営委員会を開催します。

12日は、午前10時から人口減少対策調査特別委員会、午後1時30分から議会基本条例検討特別委員会を開催いたします。

13日から19日までが一般質問であります。質問者は13人であります。なお、15日の一般質問終了後、議員全員協議会を開催し、追加上程される議案についての配付、説明を受けた上、19日の一般質問終了後、議案の追加上程、質疑、常任委員会付託を行います。終了後は、市民厚生常任委員会を開催いたします。

20日から22日までが常任委員会審査であります。

25日は、議案調査日といたします。

26日は、午後3時に今期定例会付託案件に係る常任委員会の報告書等を配付し、委員長質疑、討論を受け付けた後、午後3時40分を目途に議会運営委員会を開催いたします。

27日は、午後1時30分から委員長報告、議案の採決、発議案の上程など、今期定例会最終日の議事を行います。

以上でございます。

○議長(近藤和義君) ただいまの報告に対する質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(近藤和義君) 質疑なしと認めます。

議会運営委員長の報告に対する質疑を終結いたします。

お諮りします。ただいまの議会運営委員長の報告のとおり、今期定例会の会期は本日から9月27日までの20日間としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(近藤和義君) 異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は20日間に決定いたしました。

日程第3 諸般の報告

○議長(近藤和義君) 日程第3、諸般の報告を行います。

閉会中の議会人事について報告をいたします。6月26日付で、稲辺茂樹君から一身上の都合により、議会運営委員会副委員長の辞任願が提出をされました。

当該辞任願について、7月3日に議会運営委員会を開催して協議した結果、稲辺茂樹君の副委員長辞任 を許可し、後任の副委員長に中川直美君を互選いたしましたので、報告をいたします。

その他の諸般の報告は、お手元に配付した資料のとおりであります。朗読は省略いたします。

日程第4 行政報告

○議長(近藤和義君) 日程第4、行政報告を行います。

市長から行政報告の申出がありますので、これを許します。

市長、渡辺竜五君。

〔市長 渡辺竜五君登壇〕

○市長(渡辺竜五君) おはようございます。令和5年第4回(9月)佐渡市議会定例会に当たりまして、 令和5年第3回(6月)佐渡市議会定例会後の報告案件について御報告申し上げます。

まず、今定例会における報告事件でございます。報告第15号、第16号につきましては、議会の委任事項である損害賠償の額を定めることについて専決処分いたしましたので、地方自治法第180条第2項の規定により報告するものでございます。

報告第17号 令和4年度佐渡市一般会計継続費精算報告書につきましては、継続費を設定しました両津公民館解体費が令和4年度で完了いたしましたので、地方自治法施行令第145条第2項の規定により、別紙のとおり報告するものでございます。

報告第18号 令和4年度佐渡市病院事業会計継続費精算報告書につきましては、継続費を設定しました 両津病院建設地造成工事設計業務、両津病院実施設計業務、両津病院さく井新設業務が令和4年度で完了 しましたので、地方公営企業法施行令第18条の2第2項の規定により、別紙のとおり報告するものでございます。

報告第19号、第20号につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、令和4年度決算に基づいた健全化判断比率及び資金不足比率について、それぞれ監査委員の意見をつけて別紙のとおり報告するものでございます。

報告第21号から第23号につきましては、地方自治法第243条の3第2項の規定により、佐渡市が出資する法人の決算に関する書類及び事業計画を提出するものでございます。

続きまして、6月定例会後の主な事項について御報告いたします。

1、台湾との友好交流について。佐渡市と台湾との交流につきましては、佐渡市出身の著名な政治家であり、台湾製糖株式会社の創設にも関与された山本悌二郎氏の御縁から始まり、これまでも台北駐日経済文化代表処、謝長廷代表をはじめとする多くの方々から多大なる御協力を賜りながら進めてきたところでございます。

昨年8月には、真野公園に設置されていた山本悌二郎氏の銅像が高雄市に里帰りを果たしたところでございますが、今回新たに高雄市から山本悌二郎氏の銅像を御寄贈いただき、7月22日、真野公園において、台北駐日経済文化代表処、謝長廷代表、高雄市、林欽榮副市長をはじめとする関係者の御臨席の下、除幕式を執り行いました。また、同日、台湾政府と佐渡市の共催で文化交流イベントを実施したほか、佐渡市と高雄市との間で友好交流協定を締結し、台湾との交流の新たな一ページを開いたところでございます。今後とも高雄市をはじめとする台湾との間で、経済や観光、民間交流など、幅広い分野での交流を行ってまいりたいと考えております。

- 2、読売ジャイアンツ1DAYスポンサー「佐渡島の金山」応援DAYについて。去る7月9日、東京ドームにおいて、読売ジャイアンツ1DAYスポンサー「佐渡島の金山」応援DAYを開催しました。当日は、読売ジャイアンツ対横浜DeNAベイスターズの試合前セレモニーに私も参加し、JA佐渡から御提供いただきましたトキ認証米を両チームへ贈呈したほか、東京ドーム内での「佐渡島の金山」をはじめとする動画を放映し、またサドッキーもグラウンドに登場するなど、佐渡をPRしたところでございます。あわせて、BS日テレでの試合中継の際に佐渡高校出身の菊地大稀投手が出演する佐渡市のCMも放映したところでございます。菊地大稀投手については、今シーズンは40試合以上に登板し、4勝を挙げる活躍ぶりとなっております。今後におきましても、佐渡島の知名度の向上及び世界遺産登録に向けた機運の醸成のため、効果的な情報発信に努めてまいります。
- 3、高校生議会の実施について。去る8月18日に、この本会議場をお借りし、今年度で3回目となる高校生議会を開催いたしました。今年度は、佐渡高校、佐渡総合高校、羽茂高校、佐渡中等教育学校、明誠高校から17人の生徒が参加し、高校生の視点で観光活性化のための組織づくりや世界遺産登録を見据えた受入体制の整備、昨年末に停電を引き起こした樹木や倒竹の対策、島内交通や防災対策などのテーマについて御提案や御意見をいただき、5つのグループと議論を行ったところでございます。各校とも佐渡市の現状と課題をしっかりと把握されていることに大変驚き、感心するとともに、高校生の視点からの佐渡の明るい未来に向けた御提案をいただいたことに心から感謝を申し上げるところでございます。これらの活動を通じて佐渡の未来を考え、課題や現状をより深く学ぶことは、佐渡を知り、愛し、誇りとし、社会的自立を目指す人づくりにつながるものと考えております。今後は高校生議員からいただいた御提案や御意見も参考にしながら、庁内でしっかりと議論し、施策への反映も考えてまいります。
- 4、市民の活躍について。今年に入り、佐渡のスポーツ選手の活躍が続いております。佐渡高校相川分校バスケットボール部が全国大会で優勝という輝かしい成績を収めておりますし、世界大会にはパワーリフティングやマスターズ水泳の選手が、全国大会にはバドミントン、女子軟式野球、陸上、剣道、空手の

選手が出場いたしております。また、佐渡高校においては、第47回全国高等学校総合文化祭に生徒会執行部が新聞部門で、囲碁将棋部が将棋部門の女子団体戦に出場しており、スポーツ選手以外でも活躍が顕著となっておるところでございます。これらの多くの活躍は、市民の皆様に勇気と感動を与えています。今後も多くの市民の皆様が島内外において活躍していくことを期待するとともに、市としてもしっかりと応援をしてまいりたいと考えているところでございます。

5、拉致問題について。去る7月5日に曽我ひとみさんと総理大臣官邸やアメリカ大使館を訪問いたしました。今回の訪問では、曽我ひとみさんが日朝首脳会談の早期実現を求める要望書を岸田総理大臣に直接手渡しし、御自身や拉致被害者家族会の近況など、様々なお話をさせていただいたところでございます。特に母ミヨシさんの91歳という年齢、また家族会の親世代の高齢化に触れられて、一日でも早く日朝首脳会談を実現させて、帰国が実現していない被害者全員を取り戻してほしい、それができるのは岸田総理しかいないと拉致問題の解決を強く望むお気持ちをお伝えしたところでございます。岸田総理からは、今なお多くの方々の御帰国が実現していないことは痛恨の極みであり、解決に向けて私直轄のハイレベルでの協議を行う体制を構築しているという力強いお言葉をいただいたところでございます。

佐渡市としましては、曽我ひとみさんの気持ちに寄り添い、署名活動など、拉致問題を風化させない取組を継続するとともに、拉致問題は国家間、日本全体の問題として捉え、政府をはじめ、関係機関に対して、関係市町村と連携しながら要望活動を行っていきたいと考えております。

また、アメリカ大使館にも訪問して、ジョン・ナイリン公使と面会し、本年3月の当市視察のお礼と北朝鮮への働きかけ、日本政府への協力を改めてお願いしました。ジョン・ナイリン公使からは、要望書は大使館で翻訳し、バイデン大統領にしっかりお渡しするというお返事をいただいたところでございます。 以上で行政報告を終わらせていただきます。

- ○議長(近藤和義君) ただいまの報告に対する質疑を許します。質疑はありませんか。 中川直美君。
- ○18番(中川直美君) それでは、報告案件の報告第21号と第22号の第三セクターの関係についてお尋ねを いたします。

まず、第21号は真野自然活用村公社の経営状況でございます。先ほど市長のほうからもちらっと説明がありましたが、この真野自然活用村公社については、財政的リスクがあるということで、令和3年度に、国の経営健全化方針の策定通知に基づく健全化方針を策定していますよね。令和4年度の総務省の調査によりますと、まだ入っています。それの改善状況はどうなのか。また、策定方針としては具体的にどのようになっているのか。同じように、今コロナ禍や物価高騰の中で、なかなか第三セクターも厳しいという中で、報告第22号の団体については財政的リスクの状況に陥るようなことはないのか。ちなみに、令和4年度の総務省の調査によれば、佐渡市の土地開発公社もこのリストの中に入っているというのは御承知のとおりだと思いますが、その辺ちょっとお尋ねをしたい。この方針の中には何もそういうのが出ていない。

- ○議長(近藤和義君) 本間農林水産部長。
- ○農林水産部長(本間賢一郎君) お答えいたします。

まず、真野自然活用村公社の関係でございます。現在、令和3年度中に作成した経営健全化方針に基づいて改善を取り組みしております。令和4年度の決算でございますが、一応黒字の決算を打つことができ

ております。ただ、コロナからの回復というところにつきましては、例えば体験教室の参加者など、そういったところはまだ令和元年度に追いつく数字にはなっておりません。そういったところもございます。ただ、令和5年3月31日で決算なのですが、それ以降に大口の出資者が出資をしていただきました。そういったことで経営改善に向けてしっかりと歩みを進めていると考えております。

また、赤泊振興公社のほうですが、こちらのほうも黒字決算になっております。また、前年度、指定管理料の増ということで黒字ということでございますし、ただコロナからの回復といったことを視点に考えてみますと、まだ令和元年度の数字まではいっていないという状況でございます。

- ○議長(近藤和義君) 平山財務部長。
- ○財務部長(平山栄祐君) 御説明いたします。

御質疑のありました土地開発公社の関係ですが、経営状況的には経常経費で若干マイナスにはなっておりますが、改善計画等を作成するような団体というふうには認識しておりません。

- ○議長(近藤和義君) 中川直美君。
- ○18番(中川直美君) 後段の土地開発公社ですが、国のホームページ見るとちゃんと並んでいるものだから、私が言っているのではなくて、国の調査があるので、直接報告案件にないからいいけれども、何か私がうそ言っているみたいに思われても。国が言っているのだよね。土地開発公社のことでいえば、塩漬けの金をどうするかという問題なのだけれども。それは別としまして、佐渡市の健全化方針でいうと、出資法人を監督する市の立場として云々というので、5年間で再建を目指すってなっているよね、あなた方。今回、さっきの説明だと、もう大口の出資者もいて、令和元年頃までには回復はしていないけれども、黒字にもなったので、5年を待たずに解消されたということなのか。先ほどの土地開発公社も同じように、たしか令和4年度の調査、この調査日が違うのだろうけれども、調査日のデータを見ると、真野自然活用村公社というのは全国リストの新潟県の中に入っている。全国調査によると、僅かだけれども、改善した法人もいるということで、そういうのは外れているのだと思う。もう一つ言うと、改善計画を立てたけれども、よくなったのと悪くなったのが半々ですよという統計がもうはっきり出ているわけだ。その辺はどういうふうに捉えているのですか。
- ○議長(近藤和義君) 本間農林水産部長。
- ○農林水産部長(本間賢一郎君) お答えいたします。

今の関係でございますけれども、改善計画につきましては一応5年間継続するということで考えております。よくなったのか、悪くなったのかということですが、改善計画を組んだ後に出資者が現れるといった出資の増強もされておりますし、積極的に新たな仕事も獲得しようという動きがございますので、明らかに改善はしつつあるのかなと私は思っております。

- ○議長(近藤和義君) 中川直美君、3回目です。
- ○18番(中川直美君) これから世界遺産云々、観光が非常に重要なときです。体験型というのは、なかなか佐渡の中でも人気を博しているのかなというふうに思うのだけれども、先ほどあなた方が言ったように、出資法人を監督する市の立場として5年間でやるということなのだけれども、どうなると国の統計上から外れるということになるのだろうか。もちろん新しい出資者がいて、公社をどこかへ身売りするのではないかみたいなうわさも出たりもしているのだけれども、その辺はどうなのですか。5年間市としても、今

まではあなた方は一般社団法人に移行すると市は知りませんよと、勝手にやりなさいよというのが方針です。ところが、こうなったので、出資法人を監督する立場があるので、5年間を目指すということになったのだけれども、全体のフレームはどういうふうに考えていますか。

- ○議長(近藤和義君) 本間農林水産部長。
- ○農林水産部長(本間賢一郎君) どういったところまでいけば、その改善計画のほうが達成されたとみなされるかということについては、具体的には私どものほうでどこまでよくなったらということの答えは持ってはおりません。
- ○議長(近藤和義君) 平山財務部長。
- ○財務部長(平山栄祐君) 御説明いたします。

基本的には債務超過等が解消されればということなのだろうと思います。多分今出ておる国の資料に関しては、令和3年度中の決算というものがベースになっておると思っています。当然令和4年度のほうは今出たばかりなので、そちらのほうは国のほうの調査には反映していないと思っています。ただ、いずれにしましても、もともとやはり市のリスクというところを考えたときとかがどうかというところも考えていく必要があるというふうには思っています。

○議長(近藤和義君) ほかに質疑ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(近藤和義君) 質疑なしと認めます。

行政報告に対する質疑を終結いたします。

日程第5 議案第94号から議案第124号まで

○議長(近藤和義君) 日程第5、議案第94号から議案第124号までについてを一括議題といたします。 提案理由の説明を求めます。

渡辺市長。

〔市長 渡辺竜五君登壇〕

○市長(渡辺竜五君) それでは、議案の上程をさせていただきます。

議案第94号 佐渡市電気自動車等用急速充電器の設置及び管理に関する条例の制定について。本案は、 脱炭素社会の実現に向けて、市内における電気自動車等用急速充電器の設置を促進し、その適正な管理と 使用料を定めるために必要な条例を制定するものでございます。

議案第95号 佐渡市立学校設置条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、令和7年4月から 南佐渡中学校と赤泊中学校を統合するため、条例の一部を改正するものでございます。

議案第96号 佐渡市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令の公布に伴い、条例の一部を改正するものでございます。改正内容は、近年、蓄電池設備は業務用のみならず、一般家庭でも太陽光発電の設備として普及が進んでいることを受け、蓄電池設備に係る安全基準値の合理化、適正化を図るものでございます。あわせて、固体燃料として木炭を使用する業務用炭火焼き器における火災予防上の安全な距離の基準の見直しを行うものでございます。

議案第97号 佐渡市防災拠点庁舎建設(建築)工事請負契約の変更について。本案は、令和3年議案第135号で議決を経て締結した佐渡市防災拠点庁舎建設(建築)工事請負契約について、契約金額を変更する契約を締結するため、議会の議決を求めるものでございます。

議案第98号 和木漁港 港整備交付金工事請負契約の締結について。本案は、和木漁港港整備交付金工 事請負契約について、8月22日に執行した入札の落札者と請負契約を締結するため、議会の議決を求める ものでございます。

議案第99号 令和5年度佐渡市一般会計補正予算(第5号)について。本予算案は、歳入歳出にそれぞれ7億2,511万2,000円を追加するものでございます。主な補正内容は、国の物価高克服に向けた追加策に伴う事業の経費のほか、自治体SDGsモデル事業に要する経費や令和5年7月下旬からの干ばつによる災害復旧事業に要する経費などを計上し、歳入では国、県支出金、繰越金などを増額計上し、繰入金などを減額計上するものでございます。

議案第100号 令和5年度佐渡市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について。本予算案は、歳入歳出にそれぞれ3,142万1,000円を追加するものでございます。主な補正内容は、国民健康保険被保険者の前年の所得の確定に伴う本算定、新潟県最低賃金の引上げ及び人事異動等並びに令和4年度決算により、歳入では国民健康保険税などを減額するとともに、財政調整基金繰入金などの増額を計上し、歳出では前年度保険給付費等交付金の精算に伴う返還金などの増額を計上するものでございます。

議案第101号 令和5年度佐渡市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について。本予算案は、 歳入歳出にそれぞれ619万6,000円を追加するものでございます。主な補正内容は、人事異動等及び令和4 年度決算により、歳入では前年度決算に伴う繰越金などの増額を計上し、歳出では後期高齢者医療広域連 合納付金などの増額を計上するものでございます。

議案第102号 令和5年度佐渡市介護保険特別会計補正予算(第1号)について。本予算案は、歳入歳出にそれぞれ3億3,551万円を追加するものでございます。主な補正内容は、新潟県最低賃金の引上げ及び人事異動等並びに令和4年度決算により、歳入では一般会計繰入金の減額及び繰越金などの増額を計上し、歳出では人件費の減額及び給付準備基金積立金並びに国庫負担金などの精算返還金の増額を計上するものでございます。

議案第103号 令和5年度佐渡市歌代の里特別会計補正予算(第1号)について。本予算案は、歳入歳出にそれぞれ1,911万8,000円を追加するものでございます。補正内容は、新潟県最低賃金の引上げ及び人事異動等並びに令和4年度決算により、歳入では一般会計繰入金の減額及び繰越金の増額を計上し、歳出では人件費など一般管理費の減額及び一般会計繰出金の増額を計上するものでございます。

議案第104号 令和5年度佐渡市すこやか両津特別会計補正予算(第2号)について。本予算案は、歳入歳出にそれぞれ2,658万8,000円を追加するものでございます。補正内容は、新潟県最低賃金の引上げ及び人事異動等並びに令和4年度決算により、歳入では一般会計繰入金及び繰越金の増額を計上し、歳出では一般管理費及び一般会計繰出金の増額を計上するものでございます。

議案第105号 令和5年度佐渡市病院事業会計補正予算(第1号)について。本予算案は、収益的収支について、支出を602万1,000円減額し、支出総額を19億7,008万8,000円に、資本的収支について、収入を69万6,000円増額し、収入総額を17億686万2,000円に、支出を539万3,000円増額し、支出総額を15億8,813万

4,000円とするものでございます。主な補正内容は、新潟県最低賃金の引上げ及び人事異動等に伴う人件費、両津病院での医療機器購入費及び新両津病院建設事業継続費の経費を計上するものでございます。

議案第106号 令和5年度佐渡市水道事業会計補正予算(第1号)について。本予算案は、収益的収支について、収入を1万円増額し、収入総額を27億4,327万8,000円に、支出を2,989万4,000円増額し、支出総額を27億7,316万2,000円に、資本的収支について、支出を23万1,000円減額し、支出総額を24億850万7,000円とするものでございます。主な補正内容は、新潟県最低賃金の引上げ及び人事異動などに伴う人件費並びに貸倒引当金繰入額の経費を計上するものでございます。

議案第107号 令和5年度佐渡市下水道事業会計補正予算(第1号)について。本予算案は、収益的収支について、収入を24万円増額し、収入総額を32億9,390万3,000円に、支出を182万9,000円増額し、支出総額を32億8,176万円に、資本的収支について、支出を317万8,000円増額し、支出総額を23億8,926万5,000円とするものでございます。主な補正内容は、新潟県最低賃金の引上げ及び人事異動などに伴う人件費並びに貸倒引当金繰入額の経費を計上するものでございます。

議案第108号 佐和田中学校大規模改修(建築)工事請負契約の締結について。本案は、佐和田中学校 大規模改修(建築)工事請負契約について、8月29日に執行した入札の落札者と請負契約を締結するため、 議会の議決を求めるものでございます。

議案第109号 旧真野体育館解体工事請負契約の締結について。本案は、旧真野体育館解体工事請負契約について、8月29日に執行した入札の落札者と請負契約を締結するため、議会の議決を求めるものでございます。

議案第110号 すこやか両津インフラ独立設備整備(電気設備)工事請負契約の締結について。本案は、 すこやか両津インフラ独立設備整備(電気設備)工事請負契約について、8月29日に執行した入札の落札 者と請負契約を締結するため、議会の議決を求めるものでございます。

議案第111号から第121号までは一括して御説明いたします。

議案第111号 令和4年度佐渡市一般会計歳入歳出決算の認定について、議案第112号 令和4年度佐渡市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第113号 令和4年度佐渡市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第114号 令和4年度佐渡市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第115号 令和4年度佐渡市小水力発電特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第116号 令和4年度佐渡市歌代の里特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第117号 令和4年度佐渡市すこやか両津特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第118号 令和4年度佐渡市五十里財産区特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第119号 令和4年度佐渡市二宮財産区特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第121号 令和4年度佐渡市新畑野財産区特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第121号 令和4年度佐渡市真野財産区特別会計歳入歳出決算の認定について、以上11議案は令和4年度佐渡市一般会計及び特別会計における歳入歳出決算について、監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものでございます。

議案第122号から第124号までは一括して御説明をいたします。

議案第122号 令和4年度佐渡市病院事業会計決算の認定について、議案第123号 令和4年度佐渡市水 道事業会計決算の認定について、議案第124号 令和4年度佐渡市下水道事業会計決算の認定について、 以上3議案は令和4年度佐渡市企業会計決算について、監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものでございます。

よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長(近藤和義君) これより質疑に入ります。

議案第94号 佐渡市電気自動車等用急速充電器の設置及び管理に関する条例の制定についての質疑を許します。質疑はありませんか。

荒井眞理君。

○13番(荒井眞理君) 佐渡市電気自動車等用急速充電器の設置及び管理に関する条例についてお伺いします。

これは、佐渡市が今持っている電気自動車の貸出しを促進するものだろうというふうには理解しているのですが、このタイトルを見たときに、私は島内あらゆるところに設置するのかなと思ってこの条例の案を見ましたら、小木行政サービスセンターだけに設置するように見えるのですが、これだけで十分なのか、この全体の設置の計画はどうなっているのか改めて御説明をお願いします。

- ○議長(近藤和義君) 石田企画部長。
- ○企画部長(石田友紀君) 御説明申し上げます。

今回のこの条例につきましては、むしろ公用車も当然利用は前提にしておりますけれども、一番メインにしておりますのは、やはり観光客あるいは島内のEV自動車を保有している方ということになっております。今回なぜ小木行政サービスセンターだけかというところなのですけれども、今の時点で佐渡市が保有している急速充電器は小木行政サービスセンターのみということになっております。全体の計画についてですが、令和5年度から令和7年度にかけまして、市役所の本庁舎、支所、行政サービスセンター、そういったところに急速充電器を設置していく予定ということになっております。

- ○議長(近藤和義君) 後藤勇典君。
- ○6番(後藤勇典君) すみません。では、関連して今のところを聞きたいのですけれども、民間のほうでも急速充電器があると思うのですが、令和5年度から令和7年度で各支所、行政サービスセンターのほうに設置するというところで、民業圧迫にならないか、そこら辺の観点というか、考え方というのはどういうふうに整理されていますか。
- ○議長(近藤和義君) 石田企画部長。
- ○企画部長(石田友紀君) 御説明申し上げます。

現時点では、島内の民間の急速充電器というのは非常に数が少ないというところを我々、課題として考えておりますので、まずは島内にEV自動車を普及させるために、急速充電器を多く設置するというところを主眼に置いております。ただ、今後、民間の急速充電器が増えていく場合に関しましては、利用方法等について、民業を圧迫しないように検討していく必要はあるかというふうに考えております。

○議長(近藤和義君) ほかに質疑ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(近藤和義君) 質疑なしと認めます。

議案第94号についての質疑を終結いたします。

議案第95号 佐渡市立学校設置条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を許します。質疑はありませんか。

金田淳一君。

○16番(金田淳一君) 基本的なことについて質疑をさせていただきます。

この統合については、約10年ほど前に羽茂、小木、赤泊中学校 3 校の統合計画があり、スクールバスの運行問題ですとか、そういうことが合意に至らず、羽茂、小木中学校が先行して統合、新校舎を設立して今に至っているわけですが、まず一番伺いたいのは、10年前は通学方法で折り合わなくてうまくいかなかった。この問題については、検討協議会の中でどのような議論が出て、今どういうふうな結論になっているのか説明いただきたいです。

それから、統合時期については通常2年間ほど準備期間を設けているところが多いようですが、今回の条例案を見てみますと、今定例会で議決を得られましても1年半ほどしか期間がありません。その準備については、どのようにして進めるのか。生徒たちの対応ですとか、あるいは地域の皆様方、当然閉校に関して、いろいろな事業とかをしたいというふうな要望が多分出てくるかと思いますが、その辺の議論はあったのか。

それから、3つ目は統合について、新しいといいますか、赤泊学区から羽茂へ通うことになりますが、新しく通う羽茂方面への通学関係の環境整備等、例えば学校の周りは変則的な交差点があったりして、地域のほうから信号をつけてほしいというふうな声も聞いたり、あるいは赤泊方面から県道をぐるっと回るより、近道の市道等もあるのですが、その整備もできていません。その辺りの要望等が検討協議会で出ていたのか、また議論がなされたのか説明をいただきたいと思います。

- ○議長(近藤和義君) 磯部教育次長。
- ○教育次長(兼教育総務課長)(磯部伸浩君) 御説明いたします。

まず、1点目の過去の計画、今回のところのスクールバスの件ですが、やはり協議会の中でも一番最初に出てきたのがこの問題でございました。我々、教育委員会としましては、協議会の中でも説明させてもらいましたが、先に行われている地区と同様の取扱いをしたいと、いわゆるスクールバスの対応をしたいということでお話ししたところ、それで話は進んでございます。

それから、統合までの期間というところですが、最初提案のところで、我々のところは2年ぐらいは余裕を持った提案のほうはさせてもらいましたが、やはり協議会の中でもう話は二分されました。令和7年4月がいいのか、令和8年4月がいいのかというところございました。それで、協議のほうは何度も何度も行われるようなことになりましたが、結果としましては保護者が最終的には相談し合いながら、令和7年4月の統合のほうをしたいというほうにまとまりましたので、今回の条例提案のほうをさせていただきました。

それから、もう一点、通学環境、信号の話ですが、協議会の中ではその話は出てございませんでした。 この後、詳しくまた統合について何か問題点があるのかとか、そういったものを学校を通じまして話をす る際に出てくるものと思っておりますので、その際はまた関係課と相談しながら進めてまいりたいと思っ ております。

○議長(近藤和義君) 金田淳一君。

○16番(金田淳一君) 答弁漏れがありますので、もう一回伺います。

2つ目の質疑で、準備期間、確かにそういうふうなことで、特に令和7年4月統合を大きく主張する方々がいらっしゃったので、その流れに乗ったというふうに考えていますが、それに向けて、では学校、生徒たち、違う校舎でずっと今勉強していて、1年半後に一緒になるわけで、その子たちの対応を、勉強の進み方とか、そういうこともあるでしょうし、生徒同士の交流ですとか、そういうものはどういうふうに進めるのか。あるいは、地元とすると、閉校式はどうしてやるのだろうかとか、いろいろな心配なことが出ていますが、そのことについての議論はどうであったのかということと、やっぱり混乱していた時期が一時期ありました。そのことを捉えて、教育委員会としてはその混乱する原因をつかんでどのようにしてこの統合を順調にさせるように考えているのか、そこについて説明をお願いいたします。

- ○議長(近藤和義君) 磯部教育次長。
- ○教育次長(兼教育総務課長)(磯部伸浩君) 御説明申し上げます。

期間のほう、我々が思っていたよりも半年ほどというところございます。ですが、それにつきましては 佐渡市のほう、過去にも統合が結構ございました。そういった過去の事例と、それからその際の取組状況 のところをこちらのほうで再度調べまして、それを学校関係者のところにも一度お話はさせてもらってお ります。やはり閉校の準備とか、そういったものに不安を抱いている方がおられましたので、そこにつき ましても組織的にどうしたらいいか、どういったメンバーがいいのかというものも過去のものをまとめた 上で、モデル的なものを我々のほうも提示させていただいておりますので、そういった形でできるだけ情 報を出しながら進めていきたいと思っております。いずれにいたしましても、不安解消、それにつきまし てはこれからも行っていきたいと思っておりますし、子供の不安というところで交流、そちらも話にはご ざいましたので、既に学校のほうにもお話はしておりますが、やはり今の赤泊中学校、それから南佐渡中 学校、そこが連携する、交流の場を設けるという点では、今ズームとか、そういったものもございますが、 それ以外に実際に会ってということも言われておりますので、そこら辺はまたバス等を使いながら、実際 に交流をする場面も設けてまいりたいと思っております。いずれにしましても、学校の先生方、授業を組 み立てていく中で、そこのところの議論は、この後深まっていくものと思っております。

- ○議長(近藤和義君) 金田淳一君。
- ○16番(金田淳一君) 地元でいろいろな話を聞くのは、学校現場ばかりではなくて、いろいろな社会的な取組、例えばお祭りに一緒に参加するだとか、そういうことも含めた早い対応があるといいなという声はよく聞きますので、その辺のところもしっかりと協議会の中で議論をしてやっていただきたいというふうに、これは意見を言ってはいけませんが、そういうのは本当はどうなのか、それから受入れといいますか、南佐渡中学校と赤泊中学校の学区の統合の検討協議会というのが結局開かれたと思いますが、そこでの議論はどういう形でまとまったのか説明をお願いします。
- ○議長(近藤和義君) 磯部教育次長。
- ○教育次長(兼教育総務課長)(磯部伸浩君) 御説明いたします。

こちらの地区につきましては、よさこいですか、何かそういった有志の方がおられるようで、そういった面で羽茂以外の地区にもそういったイベントに参加するようなことをしていると伺っております。そういったことがどんどん広がっていくことを願っておりますので、その点も学校と話しております。

それから、受入れというところでございます。この協議会、それぞれの学校ごとにまずは立ち上げていただきました。まず、先に赤泊中学校のほうをやりまして、その話を持って、南佐渡中学校のほうにも協議会つくっていただいておりますので、その状況も話してございます。向こう側は、早く統合できるといいねという形で、どちらかというと歓迎ムードがございました。そういったことも踏まえながら、何度も協議する中で、最終的に8月の上旬ですか、合同での再編統合協議を実施させていただきました。その際にも不安解消を我々はしたいと思っておりましたので、モデル的なものを全部提示しながら、こういったふうな形で今後進めていくほうがいいという提案もさせてもらっております。実際に、ではそこの場で最終的にほかの方から意見が出たかというと、それを受け入れるような形で、特に意見はございませんでした。この後、教育委員会、それから学校、一緒になって取り組んでまいりたいと思っております。

- ○議長(近藤和義君) 中川直美君。
- ○18番(中川直美君) 幾つか聞きます。

1つは、総務文教常任委員会の感覚でいうと、統合による通学方法、スクールバスとかいろいろなものがまだばらばらであるから、統一したほうがいいのではないかと、そういう時期ではないかというのを言っていたと思うのですが、今までのように合わせたような言い方をするのだけれども、どこに合わせたのですか。統一されていないと思うのですが。

それともう一つ、最終的にいろいろなのがあって保護者が決めたというような言い方があったのだけれども、これから中学校に上がる保護者も、令和7年4月ですから、まだまだ、うちの子はここで終わるのだから、いいやという親もいるのです、一言で言うと。その辺はどうだったのかお尋ねをしたい。これ何で令和7年4月のを今出さなければいけないのかということをちょっとお聞きをしておきたい。つまり条例を決めてしまうと、また変えるというのは普通あり得ません。過去の学校統合でいうと、通学方法などでかなりもめるというのが状況でした。まずは、それもまだ決まっていないというような話の中で、今ここで議会がえい、やあって決めてしまうのはいかがなものかと私は思うのだけれども、その辺どうですか。

- ○議長(近藤和義君) 磯部教育次長。
- ○教育次長(兼教育総務課長)(磯部伸浩君) 御説明申し上げます。

通学方法について、遠距離については、キロ数、小学校、中学校で異なりますが、それによってはバスの利用を考えてございます。その中で、今回南佐渡中学校についてはスクールバスの選択をさせてもらっております。やはり今の交通状況、バスのことを考えました結果、総合的に判断して、ここについてはスクールバスということで考えてございます。

それから、これから上がる保護者というところ、今回協議会のほうも中学校の保護者、PTAや役員だけではなく、小学校、各学年のところからも代表で出ていただきながら検討させていただいておりますし、小学校だけではなく、保育園、保育所、そちらのほうの代表の方からも参加していただいております。それから、統合自体は賛成というところなのですが、やはり時期のところで話が分かれる場面がございましたので、やはり協議会長のほうもそこを心配しながら、とにかく丁寧にやりたいということで、保護者を集めた意見交換会を持つ、あるいは傾聴会という形で、通常の協議会の場面以外でもそういう話合いの場を設ける形で今回は進めさせてもらっております。

それから、最後に、今なぜ出すのか。これは、法的なものではございません。やはりこれで最終的に議

会でお認めをいただいた後、逆に言えば、ここから進んでいくというものでございます。統合については、もう決まってございます。それから、時期についても全体の意見はまとまってございます。細かいものについて、閉校式とか、受入れの準備とか、そういったものをこれから進めていくに当たっては、決定していないのに、逆に進んで最後に否決されたのではというお話もございましたので、ここは先に議決をいただきたいと思っております。

- ○議長(近藤和義君) 中川直美君。
- ○18番(中川直美君) 私聞いたのは、通学方法を何かどこかに合わせたというような言い方しましたよね。 例えば真野と新穂は通学方法が違うのだよ。いびつなところがあって、私何度も言うけれども、同じ集落 に住んでいても2人の兄弟で、小学3年生はスクールバスで行くけれども、4年生のお姉ちゃんはバスで行くみたいな。どこに合わせたのということを聞きたい。さっきそういうふうに言ったのだよ。

それが1つと、もちろん議会が最終的に否決する云々というのもあるけれども、まず保護者や地域が合意をした上で決めるのがいいのではないですか。おおむねまとまっていますということなら、それを議会がそんなの駄目なんて言うわけがないではないですか。言うまでもないですが、たしか2015年でしたか、文部科学省が学校統廃合についての、いわゆるブーメラン通知というのを出して、前はちょっと行け行けどんどんだったのだけれども、そうではなくて、保護者の意見やそれも十分配慮した上でやれと変わったものだから、ブーメラン通知というのだけれども、そういう角度から見ても、えい、やあって、議会が決めてもらわないと困るというのは、それはちょっと違うのではないか。悪いけれども、あなた方いつも地元、住民は合意した、合意したって我々に正確でないことを言って、後になってわあかあ、わあかあするのですって。だから、とりわけ言っているのです。どうですか。

- ○議長(近藤和義君) 磯部教育次長。
- ○教育次長(兼教育総務課長)(磯部伸浩君) 御説明いたします。

まず1点目、スクールバスの関係につきましては、どこにというのは当然ながら南佐渡中学校のルール に合わせてございます。

それから、鶏と卵ではないですけれども、そういったこともございますので、とにかく丁寧に協議会のほうは、保護者というか、関係者の皆さんの合意を得たいという形で何度も何度も協議を重ね、令和7年4月の統合、そういった判断を下されております。

- ○議長(近藤和義君) 中川直美君、3回目です。
- ○18番(中川直美君) 子供のために早くやれというやじも飛んでいますが、統合したことによって逆に、子供はデリケートですから、うまくいかなかった子供だって何人かいるのです。そういう意味でいうと、本当に丁寧にやっていただきたい、こんなふうに思います。そこで聞くのですが、最終的に今は何人で、令和7年4月は統合すると何人規模の学校になるのですか。
- ○議長(近藤和義君) 磯部教育次長。
- ○教育次長(兼教育総務課長)(磯部伸浩君) 御説明申し上げます。

ちょっと今、細かい数字は持ち合わせてございませんが、今1クラスのところが、これによって2クラス、クラス替えができる環境がこの後可能になると判断しております。

○議長(近藤和義君) ほかに質疑ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(近藤和義君) 質疑なしと認めます。

議案第95号についての質疑を終結いたします。

11時5分まで休憩といたします。

午前10時57分 休憩

午前11時05分 再開

○議長(近藤和義君) 再開します。

議案第96号 佐渡市火災予防条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(近藤和義君) 質疑なしと認めます。

議案第96号についての質疑を終結いたします。

議案第97号 佐渡市防災拠点庁舎建設(建築)工事請負契約の変更についての質疑を許します。質疑はありませんか。

山本健二君。

○2番(山本健二君) 1つだけ教えてください。

矢板のあれで増嵩というのだか、お金がいっぱいになっておるのだけれども、理由は何ですか。

- ○議長(近藤和義君) 石田企画部長。
- ○企画部長(石田友紀君) 御説明いたします。

矢板工事につきましては、当初から予定していた工事なのですが、矢板の入れ方につきまして、圧入工 法に変更したことによる工事費の増というふうに聞いております。

〔「何で変更したの」と呼ぶ者あり〕

- ○企画部長(石田友紀君) 変更した理由なのですけれども、当初予定していた入れ方がいわゆるたたいて 入れる工法だったのですが、その振動によって道路とか、そういったところにかなり大きな影響が出てし まうということで、振動の出にくい圧入工法にしたということになっております。
- ○議長(近藤和義君) 山本健二君。
- ○2番(山本健二君) もう一つ教えてください。

バイブロというのだかでやると、地盤が駄目だし、圧入方式といって油圧で入れるのでやったというけれども、バイブロのも高圧ので水を吹いてやるのだと、さっと入ってしまうのです。その辺、何で圧入になったのですか。

- ○議長(近藤和義君) 石田企画部長。
- ○企画部長(石田友紀君) 御説明申し上げます。

議員おっしゃられるとおり、いろいろなやり方があるということは我々も認識しております。ただ、そこの技術的な部分、あるいは周辺環境の部分で細かいどういった議論がなされたかというところは、ちょっとあいにく今資料の手持ちがございませんので、分かりかねます。

- ○議長(近藤和義君) 中川直美君。
- ○18番(中川直美君) この議案に関わってですが、全体にインフレスライド云々というのも出ているのだけれども、今増嵩している部分と、我々から見るとトータルなのですが、全体として今の部分がどのぐらい増嵩というか、値段が上がって、現庁舎の改修あたりはどんな感じになっているのか、トータルとして、全体像で教えてください。
- ○議長(近藤和義君) 石田企画部長。
- ○企画部長(石田友紀君) 御説明いたします。

今回上程させていただいているのが建設の部分ということになっておりまして、いわゆる防災拠点の新庁舎につきましては、そのほかに電気設備、それから機械設備というところがございます。現在こちらについても最終的な調整中というところはございますが、インフレスライドの増額分ということで、それぞれ目安としては大体3,500万円ずつ双方の事業で増額になるのではないかというふうに見込んでおります。また、改築工事のほうにつきましても一定程度インフレの影響というところが出てくるかと思いますけれども、そちらにつきましても現在精査をしているという状況でございます。

○議長(近藤和義君) ほかにありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(近藤和義君) 質疑なしと認めます。

議案第97号についての質疑を終結いたします。

議案第98号 和木漁港 港整備交付金工事請負契約の締結についての質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(近藤和義君) 質疑なしと認めます。

議案第98号についての質疑を終結いたします。

議案第99号 令和5年度佐渡市一般会計補正予算(第5号)についての質疑に入ります。本案の質疑は 歳入歳出別とし、歳出については分割して行います。

それでは、歳入に関する質疑を許します。質疑はありませんか。

荒井眞理君。

○13番(荒井眞理君) まず、確認で質疑したいのが5ページにあります債務負担行為の補正があるのですが、これはどこから出てくるお金なのでしょうか。それぞれの委託料、管理運営業務の委託料なのですが、これは今年度分のみなのか、その計算根拠を教えてください。

それから、13ページの県の補助金です。ここに補聴器使用状況調査補助金というものがありますが、これは今まで多分もらったことがないかと思うのですけれども、これは県からだけのものなのか、今回支出するために使われるものなのか、どういう性格で県から来るのか御説明お願いします。

- ○議長(近藤和義君) 平山財務部長。
- ○財務部長(平山栄祐君) 御説明いたします。

5ページの債務負担行為の関係です。こちらにつきましては、債務負担行為の補正としまして、1つ目は4,000万円から4,029万7,000円、2つ目は2,268万円から2,295万6,000円というところで、それぞれ上が

29万7,000円、下が27万6,000円増額しております。こちらについては、これ以降の歳出のページのほうでも載っておりますが、指定管理の委託料の中で、燃料とか電気の高騰の120%を超える部分について委託料のほうを上げるというところで計上したものですから、その分、この債務負担行為ということでそれぞれ令和8年度、令和7年度まで契約している総額がその分増えるというところで、今回変更というところを載せてございます。財源につきましては、臨時交付金のほうを充てるということになっております。

- ○議長(近藤和義君) 吉川社会福祉部長。
- ○社会福祉部長(吉川 明君) 御説明いたします。

補聴器の使用状況調査補助金でございますが、これは新潟県で今年度から実施された新たな補助金でございます。対象となる者は、昨年度から実施しています難聴器の補聴器購入助成事業、そちらの助成事業の対象者の方の初回の状況調査、装着した後の半年後の状況調査、こちらの調査をした者について、新潟県のほうで調査料として1件当たり3,000円を市町村のほうに補助金として交付するというもので、今年度新規のものでございます。

- ○議長(近藤和義君) 荒井眞理君。
- ○13番(荒井眞理君) さきの債務負担行為のことで御質疑いたします。

燃料の高騰とか、それは当然発生するだろうなと思いますが、それについて、そうすると今対象になっている管理運営事業そのものがこれだけでいいのですかと、もうちょっとないのですかと、これで全てなのですか。大丈夫なのですか。

- ○議長(近藤和義君) 平山財務部長。
- ○財務部長(平山栄祐君) 御説明いたします。

指定管理施設につきましては、これは令和5年度で終わるものではなくて、令和8年度まで続くものでありますから、今回この変更というところで載せてございます。今年度に終わるものにつきましては、ここに載っていませんが、歳出のほうで西三川のところだったり、あと2件ほど載っております。これは、指定管理施設の中で申請時と今年度の上昇分を比べた中で20%を超える部分というところで出てきたものを今回計上しております。

○議長(近藤和義君) ほかに質疑ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(近藤和義君) 質疑なしと認めます。

歳入に関する質疑を終結いたします。

次に、歳出に関する質疑に入ります。 1 款議会費及び 2 款総務費についての質疑を許します。質疑はありますか。

室岡啓史君。

○8番(室岡啓史君) まず、ゼロカーボンアイランド推進事業についてお尋ねします。

太陽光発電設備等補助金増600万円というところで、これは省エネ性能の高い給湯器等の導入ということなのですが、少し太陽光との意味が分からないので、御説明いただきたいのと、600万円というのの算出根拠というところ、あとは過去に同様というか、補助金の中でいわゆる先着になってしまっていて、希望したときにはもう受けられなかったというところがあったかと思いますが、そういったことがないよう

に抽せんでやっていくというようなことなのか、その立てつけについて説明をお願いします。

- ○議長(近藤和義君) 石田企画部長。
- ○企画部長(石田友紀君) 御説明申し上げます。

まず、こちらの太陽光発電設備という名称の部分なのですけれども、こちらは令和5年4月から行っております事業全体の名称を指しておりまして、その中で特に議員御指摘の高効率給湯器に関しては人気が高かったので、そちらの部分について600万円増額するというものになっております。

また、議員が先ほどもおっしゃっていた先着順であるがゆえに申し込めなかったというお話は我々のほうも把握しておりますので、今回につきましては十分な予算は取れているとは考えているのですけれども、 先着順ではなく、基本的には抽せんを前提にしております。ただ、当然抽せんにした後に予算の残が出た 場合につきましては、随時申込みを受け付けるというふうに考えております。

- ○議長(近藤和義君) 室岡啓史君。
- ○8番(室岡啓史君) 続いて、その下の自治体SDGsモデル事業というところなのですが、幾つかありまして、まずイベントを開催するというところで、それはいつ、どこで誰が何をどうするかというところの御説明をいただきたいと思います。

あとは、太陽光パネル等設備設置工事1,250万円の根拠というところ、あと竹チップ舗装原材料費900万円というところは、先般の倒竹の件で1つでも前に進めようという意図を感じるのですが、強度等がかなり弱いものだというふうに認識していますので、どういったところでどのように使おうとしているのかというところを説明してください。

- ○議長(近藤和義君) 石田企画部長。
- ○企画部長(石田友紀君) 御説明申し上げます。

まず、自治体SDGsモデル事業のほうのセミナーに関してですが、今年の暮れ、年末を想定しております。講演者につきましては、現在調整中ではありますが、極力市民にSDGsというものを浸透させたいというふうに考えておりますので、極力SDGsをかみ砕いて説明してくれる方を選定したいというふうに考えております。

それから、太陽光パネルの設置費用の根拠ですけれども、島内の事業者から見積り等を取らせていただきまして、面積に対する費用というところで計上させていただいております。

それから、最後に、竹チップの舗装ですけれども、議員御指摘のとおり、島内で昨年発生しました倒竹、 そういったものの処分の方法の一つとして、現在その倒竹の処分、処分場に置かれている竹をチップ化し て、それをアスファルトのようにしようというものです。こちらにつきましては、島内の駐車場、今回想 定しているエリア、そこの駐車場部分に敷設するというふうに考えております。また、竹チップのみだと 当然強度が足りないというところありますが、今回福岡大の研究で、いわゆる土と竹チップを混ぜること でアスファルトと同等、あるいはアスファルトよりは若干弱いかもしれないというところはあるのですけ れども、一定程度の耐久性のある、そういうものが敷設できるということが分かりましたので、まさにそ れはモデル事業というところで試験的に敷設するというものになっております。

- ○議長(近藤和義君) 中川直美君。
- ○18番(中川直美君) 総務費のところで聞いておきます。新潟県の最低賃金の引上げに伴う部分というの

は一体何人いて、最低賃金の者がいたのかという話なのだけれども、何人ぐらいいて幾らなのですか。

○議長(近藤和義君) 暫時休憩します。

午前11時21分 休憩

午前11時21分 再開

- ○議長(近藤和義君) 再開します。中川総務部長。
- ○総務部長(中川 宏君) 御説明申し上げます。 対象者にしまして、330人ほどおります。

〔「幾ら出ている」と呼ぶ者あり〕

○議長(近藤和義君) 暫時休憩します。

午前11時22分 休憩

午前11時22分 再開

○議長(近藤和義君) 再開します。中川総務部長。

- ○総務部長(中川 宏君) 申し訳ございません。先ほど申し上げました330人というのは、職種のことでございまして、実際全体の対象者につきましては1,435名、予算にしまして3,616万円の増ということでございます。
- ○議長(近藤和義君) 中川直美君。
- ○18番(中川直美君) そうすると、これいわゆる会計年度任用職員の部分がほとんどなのか、ほぼ全員なのかな、1,400人というと。さっき330人は職種だ云々と、これ一体どういう、その辺もうちょっと詳しく教えて。幾らが幾らに上がるのか、分かりやすく言うと。職種によって単価が違うのはあるのだろうけれども、例えば800円が900円になるとか、その辺もうちょっとざっくり教えてください。
- ○議長(近藤和義君) 中川総務部長。
- ○総務部長(中川 宏君) 御説明申し上げます。

職種によって違いますが、基本的には41円、それから47円というような形でおよそその幅の中でございます。例を申し上げますと、事務補助につきましては、892円の単価を933円ということで考えております。 そのような形の中で、40円から50円弱の幅の中でそれぞれ最低賃金をクリアするような形でおりますし、 それに伴いまして、同等の資格を持っておる職種につきましては全員を引き上げるという形を考えております。

〔「会計年度だけかという質疑あったんだけど、いい」と呼ぶ者あり〕

- ○議長(近藤和義君) 中川総務部長、補足がありましたらどうぞ。
- ○総務部長(中川 宏君) 最低賃金に引っかかる形の方を引き上げるに当たりまして、それに伴いまして 同一の職種の方の格差も出てきますので、それを同じような形で引上げをいたします。基本的には会計年 度任用職員という形になります。ただ、全部が全部というわけではございません。

- ○議長(近藤和義君) 中川直美君。
- ○18番(中川直美君) 私の認識違いか、佐渡市の会計年度任用職員、いわゆる臨時だけれども、最低賃金 で雇っていると私は思っていなかったもので、そうすると今回、昔の最低賃金から新しい最低賃金に上げ るということね。そういうことか。
- ○議長(近藤和義君) 渡辺市長。
- ○市長(渡辺竜五君) 職種によって、最低賃金に近い方もいれば、そうではない方もいらっしゃいますし、 月給の方もいらっしゃるわけです。そういう方々を鑑みて、直接対象ではない方もいらっしゃいますが、 基本的には今回新潟県で上がった41円以上、また月給の場合はその調整が要りますので、41円を超えるよ うな形になります。そういう点で幅があるということでございますが、今回上がった分は、一部の職種を 除いては、一般的な会計年度任用職員については、その部分を直して対象にしているということが今回の 予算の中身でございます。
- ○議長(近藤和義君) 稲辺茂樹君。
- ○11番(稲辺茂樹君) すみません。先ほど室岡議員が質疑したところでありますが、自治体SDGsモデル事業の中で、太陽光パネル等の設置工事というところに1,250万円の計上がありますが、これは今後、入札を行うということは当然そうだと思うのですけれども、それでよろしいですか。それと今SDGsということで、佐渡市は循環型社会も含めて持続可能な社会の形成というところを大前提として行政の事業が行われているところでございますが、今世界各国におきまして、人権の部分で、いわゆる一部の太陽光発電パネルの製造に関しては購買しないというような動きが広がっていたりしております。アメリカ国内においては、ユニクロ、ミズノ等の製造品が販売できないというような、SDGsにのっとった人権の形でそういう購買抑制というものがかけられておりますが、佐渡市においてもその点の基本理念を踏まえた上での今後の入札行為ということで考えていらっしゃるのかということだけ確認させていただきたいです。
- ○議長(近藤和義君) 石田企画部長。
- ○企画部長(石田友紀君) 御説明申し上げます。

まず、太陽光パネル等の設置工事についてですが、議会で議決されるという前提条件をつけた形で現在 プロポーザルを実施しているところでございます。また、いわゆるサプライチェーンの中での人権問題と いうところが非常に重い問題かと思いますが、我々が現時点ででき得る法的に正しい手続、それをすると いう形で対応せざるを得ないというふうに考えております。

○議長(近藤和義君) ほかにありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- ○議長(近藤和義君) 質疑なしと認めます。
  - 1款議会費及び2款総務費についての質疑を終結いたします。
  - 3款民生費及び4款衛生費についての質疑を許します。質疑はありませんか。 荒井眞理君。
- ○13番(荒井眞理君) 先ほど歳入のほうでもお伺いしました補聴器使用状況調査との絡みです。この高齢 者生活支援事業というものがあり、1,049万円の支出と。この対象が軽度と中等度の難聴者が補聴器購入

をするときの助成事業扶助費を増すと。これは、先ほど県から入ってくる補助金とは必ずしも一致しないのですけれども、この中に先ほどの県からの補助金も全部含まれていくということなのか。それからなぜこの対象が軽度と中等度なのかと、重度がなぜ含まれないのかということも御説明お願いします。

- ○議長(近藤和義君) 吉川社会福祉部長。
- ○社会福祉部長(吉川 明君) 御説明いたします。

今回の補正は、当初約100件のものを140件程度と見込んで、その不足額を補正させていただいております。先ほどの歳入は、調査のほうは、これは年度で140件見込んでおりますが、先ほどの歳入の調査は5月以降のものでございますので、そちらの114件。その入ってきたお金は、こちらのほうに充当されます。 重度の部分でございますが、重度につきましては障害者の助成事業のほうで対応するということで、こちらは軽中度ということで事業を実施しているところでございます。

- ○議長(近藤和義君) 荒井眞理君。
- ○13番(荒井眞理君) また、計算がちょっと複雑というか、単純ではないのかなということは分かりましたが、そうしますと重度の方についても県は使用状況は調査するようにと、そういう方針はあるということで理解してよろしいですか。
- ○議長(近藤和義君) 吉川社会福祉部長。
- ○社会福祉部長(吉川 明君) 重度の方は、障害者のほうの助成事業で実施しておりまして、今回の県の 対象は軽中度の補聴器装着の効果の検証なので、こちら今回の補正の軽中度の部分だけが補助金対象でご ざいます。
- ○議長(近藤和義君) 上杉育子君。
- ○10番(上杉育子君) 生活困窮者自立支援事業費の件でお伺いします。

これは、多分13ページの県費の新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化補助金というところの内容と合致するのかなと考えているのですけれども、その点は実際にどうなのかというところと、もしそうであるならば、県のほうでフードバンク活動支援事業の補助として使うようにというような指定があったのかどうかというようなところを確認させてください。

- ○議長(近藤和義君) 吉川社会福祉部長。
- ○社会福祉部長(吉川 明君) 御説明いたします。

生活困窮者自立支援費の部分ですが、議員御指摘のとおり、歳入の新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化補助金、これと合致するもので、内容につきましては、フードバンクへの補助金として新潟県から50万円入りまして、そのまま事業者のほうへ50万円を補助金として交付するものでございます。事業の趣旨としましては、基本的にはフードバンクですけれども、地域づくりという部分も含んでいいとはなっておりますが、基本的にはフードバンクで使うような補助金となっております。

以上です。

- ○議長(近藤和義君) 中川直美君。
- ○18番(中川直美君) 今回の子育て世帯の家計急変世帯のやつ、これ額としては大した額ではないのだけれども、何世帯ぐらいになるのですか。今の物価高騰はあまりにもすごいので本当に、市の上乗せなんかも入っているのかなと思うのだけれども、その辺どうですか。

- ○議長(近藤和義君) 吉川社会福祉部長。
- ○社会福祉部長(吉川 明君) 御説明いたします。

今回の補正額につきましては、5万円掛ける児童70人を見込んでの350万円の補正でございます。こちらにつきましては、国の家計急変世帯の制度緩和に伴うもので100%交付金の分でございます。 以上です。

- ○議長(近藤和義君) 中川直美君。
- ○18番(中川直美君) これ、プッシュ型になるのですか、申請ですか。家計急変、本当に物価高騰はすさまじいものですから。ちょうど境界の方がいらっしゃるわけだよな。29万円までだったが、28万9,000円、そういう境界の方はどういう扱いになるのだろうか。
- ○議長(近藤和義君) 吉川社会福祉部長。
- ○社会福祉部長(吉川 明君) 御説明いたします。

その境のところの所得の部分については、私ども正確につかめませんので、これは事業を周知しての申 請型ということで対応していきます。しっかり周知のほうをしていきたいと思っております。

○議長(近藤和義君) ほかに質疑ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- ○議長(近藤和義君) 質疑なしと認めます。
  - 3款民生費及び4款衛生費についての質疑を終結いたします。
  - 6 款農林水産業費から8 款土木費までについての質疑を許します。質疑はありませんか。 佐藤定君。
- ○4番(佐藤 定君) それでは、第7款の商工費のところでお願いします。ページでいくと39ページになりますが、こちらのほうで企業誘致のスタートアップ支援事業というのがございます。これ、両津港に接続している佐渡ポートラウンジというところで新しい事業をやられるようですが、これはどういうことをやるのか。首都圏のところとつなぐ窓口というふうにして説明はありますが、これ新たな事業ということで、何が今まで不足だったのかも併せて教えてください。
- ○議長(近藤和義君) 祝地域振興部長。
- ○地域振興部長(祝 雅之君) 御説明いたします。

今回提案させていただいている企業誘致・スタートアップ支援事業の部分なのですが、こちらは、移住を考えていらっしゃる方は、佐渡の情報、魅力というところも欲しがるとともに、移住に対する不安、そこを解消してあげる必要というところを考えております。今補正で上げさせてもらったのは、人の動きは4月から本格化するというところで、今のうちから首都圏の人たちにそれらを訴求していくというところが重要かと考えております。そのためには、佐渡の人の言葉でリアルタイムにつなぐというところが理想です。当然なのですが、東京に誰かを駐在させてというようなところは大変なコストがかかると考えておりますが、今回新しいシステムを導入して、佐渡ポートラウンジのところと首都圏のある場所を借りて、そこでリアルタイムに移住の問合せができるというようなシステムを構築しまして、それらの対応を行っていくというようなことで考えてございます。

○議長(近藤和義君) 佐藤定君。

- ○4番(佐藤 定君) 移住の相談ということでお聞きいたしました。ただ、移住のところは移住でセクションが1つあるかと思います。そうすると、こちらのほうとまた重複するようなことで、屋上屋を重ねるような施設になるのではないかというのが1点と、ビデオ会議システムとか、リアルでやるということで計上されておりますが、どうしてもここでやる必要はあるのか、ほかのところでもオンラインでつないだりとかということは可能なのではないかなと思うのですが、そちらのほうはいかがですか。
- ○議長(近藤和義君) 祝地域振興部長。
- ○地域振興部長(祝 雅之君) 御説明いたします。

1点目の専門のセクションがあるというようなところなのですけれども、こちら今想定しているのが、 平日につきましてはそのセクションの担当が行うと。土日については、今の佐渡ポートラウンジのほうに 委託……

〔何事か呼ぶ者あり〕

○議長(近藤和義君) 暫時休憩します。

午前11時39分 休憩

午前11時41分 再開

- ○議長(近藤和義君) 再開します。渡辺市長。
- ○市長(渡辺竜五君) 失礼いたしました。まず、1つ目の屋上屋を重ねるのではないかということでござ いますが、実は今もう年間500人、600人ということで非常に移住者の方が多く増えています。まず、1つ は島内で多くの地域おこし協力隊の皆さんもいらっしゃいますし、企業の方もいらっしゃいます。この島 内に来た人たちをうまく調整といいますか、相談に乗ったり、現在、今外部に委託している事業について は、もうこのままでは500人、600人、700人という人と、またこれから拡大していきたいというところを 委託という手法で行うには、私は限界があるというふうに感じております。そういう点で、ただし来られ た人がやはり非常にこれから住みやすい、課題がある、そこの調整も必要になるということで、既存の今 の委託の業者に関しては来られた人、要は外から来られた人の調整とか、そういう部分をぜひお願いした い。要は長く定着できるように。そして、もっと広く、今、五、六百人ということですが、1,000人、2,000人 となったときに、土日も含めて基本的には窓口対応が必要になるというふうに考えています。そして、佐 渡に来てとか、あと行政の中身、それもみんなしっかり分かって説明できる者も要るというふうに考えて います。そういう点で今回、直営の形で住むところ、働くこと、暮らすこと、そこは全部情報を一括で集 めながら、渋谷のほうでもう直接つながる窓口をつくってあります。これは人がいないのですが、機械で あります。もうフェース・ツー・フェースの形でできます。ここで土日も含めて相談できる体制を新たに つくっていくということで、今まで進めてもう本当に感謝申し上げておりますが、そこの感謝をしている 方々に今来ている方をうまく調整していただいて、ここが非常に重要なポイントだと思っています。そし て、今度どんどん拡大しながら、市全体の説明もリアルタイムに説明できるような情報をそこに集めて、 広く土日も含めて相談窓口をつくっていくというところが今の狙いであるというところでございます。
- ○議長(近藤和義君) 佐藤定君。

- ○4番(佐藤 定君) 3回目ですので、これで終わりますが、それでは600人も来られると、いろいろなことを対応しなければいけないということでよく分かりましたが、コンサルティングの委託料というのがありますが、これは何をするのかというのと、もう一つ、これは委員会のほうに出していただきたいのですが、この佐渡ポートラウンジのところの収支については資料を出していただきたい。ちょっとやっぱり閑散としているようなところも見られます。収支のほうもちょっと心配なところがありますので、そちらのほうは委員会のほうに出していただきたいということで、コンサルティングのほうもお願いします。
- ○議長(近藤和義君) 祝地域振興部長。
- ○地域振興部長(祝 雅之君) 御説明いたします。

コンサルティング委託料の部分なのですが、先ほどの窓、このシステムの設置に係る作業と設置に係る 取り回し、その部分を委託するものでございます。

[「収支報告できるから、出した」と呼ぶ者あり]

- ○地域振興部長(祝 雅之君) 失礼しました。佐渡ポートラウンジの収支でございますが、こちらは委員 会のほうに提出させていただきます。
- ○議長(近藤和義君) 荒井眞理君。
- ○13番(荒井眞理君) 同じページ、39ページの対岸市等交流拡大推進事業についてです。これは、台湾の 高雄市との友好交流協定締結をきっかけにして始めるということですが、この協定締結の中身というのは 私は結構多岐にわたっていたかなと思います。今回は物流ということで、担当は観光振興課なのですけれ ども、この中身についてというか、この事業そのものはどこが窓口になって進めていくものでしょうか。
- ○議長(近藤和義君) 岩﨑観光振興部長。
- ○観光振興部長(岩﨑洋昭君) 御説明いたします。

この事業につきましては、11月を予定しておりますが、台湾の高雄市、それから台北で行うというもので、物産だけではなく、観光に関するプロモーション、セールスというものも行ってまいりたいというふうに企画しております。背景といたしましては、高雄市につきましては、7月に友好協定締結ということで御縁をいただきました。それから、観光面でいいますと、台湾からのお客様、コロナ禍前の令和元年と比較しますと、約3分の1というような現状でもございます。そうしたことから、特に高雄市だけではなく、新潟から飛行機の直行便が就航する台北でも、やはりそのセールスが必要ではないかということで企画のほうをさせていただいたところでございます。この事業につきましては、関係課とも連携をして行いますが、総合的な窓口は、予算のほうを計上させていただきました観光振興部ということでさせていただきたいと考えております。

- ○議長(近藤和義君) 荒井眞理君。
- ○13番(荒井眞理君) この事業については、そういう説明なのだと思いますが、ちょっと今全体としては、この台湾となのか、あるいは高雄市となのかとか、そういうこともよく分からない。観光だけがメインではないと思いますし、その辺りもう少し市民に対する説明が要るのではないかと思うのですけれども、これ一般質問かもしれませんが、取りあえず御説明をお願いします。
- ○議長(近藤和義君) 岩﨑観光振興部長。
- ○観光振興部長(岩崎洋昭君) 御説明いたします。

今回につきましては、あくまでも観光と、それから物産関係ということでの事業でございますが、今後はもちろんこの協定に基づくそれぞれの分野での交流といったものもまた企画をさせていただきたいというふうに考えておりますし、その場合はまた予算計上等で議会のほうにも御説明等させていただきたいというふうに考えております。

- ○議長(近藤和義君) 中川直美君。
- ○18番(中川直美君) 簡単に聞いておきます、委員会でやれという声がうるさいもので。プレミアどこでも商品券の関係です。先ほどから言うように、物価高騰、いろいろなものの関係で行政が手を打たないといけないというのは分かるのだけれども、産業振興だから、こういうことになっているのだろうけれども、結果的にこの間、何回もプレミアで打ってきているのだけれども、結局困っている人ではない人のほうが使っているのではないか、言い方は変だけれども。本当に困っている人のところに回っていかないのではないか、その辺の見方はどのように見ていますか。産業振興なので、商品とか、ああいうのが売れればいいという発想ならば、まさにそのとおりなのだけれども。だけれども、やっぱり市民が困っている部分に少しでも経済対策として何かしたいという意図も私はあると思う。なかなか難しいことなのだけれども、過去の統計も見てどういうふうに捉えているのか、何か政策の打ちようはないのかと我々も思うのだけれども、ちょっと聞いておきたい。
- ○議長(近藤和義君) 祝地域振興部長。
- ○地域振興部長(祝 雅之君) 御説明いたします。

市では、これまで所得から対象者を決めて、低所得者の方々に対して商品券の業務というものを行っておりました。今回のプレミアどこでも商品券なのですが、こちらは対象というものは外して、誰もが使えるというようなところで考えてございます。発行部数は、3万部程度を考えてございます。

- ○議長(近藤和義君) 渡辺市長。
- ○市長(渡辺竜五君) すみません、ちょっと補足いたします。

物価高については、この4月以降、やはり我々としてはできるだけ早く早くということで議会に御相談申し上げて、4月、6月とずっと打ってきたところでございます。そして、今の考えているのは、今後冬になったときに、もう一段、国、県からいろいろな事業があるのではないかというところも内部的には想定しながらやっております。

そして、まず一つ、プレミアどこでも商品券につきましては、確かにお金を使う人が買うというところがあるのかもしれません。しかし、一方で我々のところ、上限が1万円とか、そういう形になっていますので、どのような方もふだんの生活としては、そのぐらいはお使いになるというふうに思いますので、どなたでも申込みできて、あまり大きく偏らないようにという形にいたしましたので、今回はどちらかというと、商工振興というよりも多くの世帯の方から、少しずつにはなりますが、少しでもお役に立てていただきたいという思いでのプレミアどこでも商品券ということでございます。

住民税非課税世帯等については、今も様々な形で支援等が少しずつ国からも入っておりますので、そういう点も鑑みながら、また国のほうでも次の補正等の話も今出てきておる状況でございますので、その辺もしっかり見ながら、また冬の物価のほうも判断しながら、また県の事業を併せて我々としては年間を通した形で支援を考えていくということを現在想定しておるというところでございます。

○議長(近藤和義君) ほかに質疑はありませんか。

○議長(近藤和義君) 質疑なしと認めます。

- 〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 6款農林水産業費から8款土木費までについての質疑を終結いたします。
- 9 款消防費から11款災害復旧費までについての質疑を許します。質疑はありませんか。 中川直美君。
- ○18番(中川直美君) 農地の単独災害復旧事業の関係です。今回の夏の日照りと渇水の関係のだと思うのです。県との関係もあるのかなというふうに思うのですが、その辺、具体的に教えていただきたいのと、何件なのか。これから稲刈りなんかもどんどん始まりますが、後になってまだ申請できるものなのか。主にあぜの際のひび割れのところを締める関係なのだろうとは思うのですが、今これ上げたということは、もうどこかから申請があってやりたいというのがあったということなのだろうと思うのだけれども、もうちょっと全体像、この後も申請できるのかどうか。
- ○議長(近藤和義君) 本間農林水産部長。
- ○農林水産部長(本間賢一郎君) 御説明いたします。

現状、あぜが崩壊してしまっているところが3か所、そのほか、ひび割れが激しいところということで、今10か所程度を考えて計上はしておりましたけれども、この後影響により崩落した、あるいはひび割れを手直しするというところはもちろん対応できます。また、これは議員おっしゃったとおり、新潟県のほうがあぜ天端から50センチメートル以上の亀裂が入ったものということで、事業費が15万円以上というものを出しました。それに対応して単独費ということで50%補助を計上しておりまして、県のほうからはそこに35%財源として入っていきます。

以上です。

- ○議長(近藤和義君) 中川直美君。
- ○18番(中川直美君) そうすると、この後、これから稲刈りやってみて、山の田んぼへ行ったらすごいことになっていたというのもあるわけだ。ひびが大きかったというのもある。この後も同じように、困った場合は、そうすると周知はきちんとやって、またやるということでいいのですね。併せて教えていただきたいのは、昨日だかもニュースでやっていましたが、県内で26市町村に渇水、1,181へクタールということなのですが、佐渡の場合はどんな状況なのでしょうか。
- ○議長(近藤和義君) 本間農林水産部長。
- ○農林水産部長(本間賢一郎君) 御説明いたします。

この後起こったものについても対応できるかというところでございますけれども、そういったところも もちろん考えた上で、予算のほうは上げさせていただいております。

また、島内の状況でございますが、おおむねということで考えていただきたいと思いますが、20ヘクタール程度。ただ、これはひび割れの圃場の箇所が全てというわけではなくて、その圃場を全体で見ると20ヘクタール程度ということで考えています。

○議長(近藤和義君) ほかにありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(近藤和義君) 質疑なしと認めます。

9款消防費から11款災害復旧費までについての質疑を終結いたします。

以上で議案第99号 令和5年度佐渡市一般会計補正予算(第5号)についての質疑を終結いたします。 ここで昼食休憩といたします。

午前11時56分 休憩

午後 1時30分 再開

○議長(近藤和義君) 再開します。

議案第100号 令和5年度佐渡市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)についての質疑を許します。 質疑ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(近藤和義君) 質疑なしと認めます。

議案第100号についての質疑を終結いたします。

議案第101号 令和5年度佐渡市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)についての質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(近藤和義君) 質疑なしと認めます。

議案第101号についての質疑を終結いたします。

議案第102号 令和5年度佐渡市介護保険特別会計補正予算(第1号)についての質疑を許します。 後藤勇典君。

- ○6番(後藤勇典君) 予算書でいうところの107ページなのですけれども、地域包括支援センターの委託料の増ということで、まとまった金額で300万円ほどが計上されているのですが、今委託で出しているのが社会福祉協議会と、あともう一社、民間のほうだったと思うのですけれども、こちらの委託の増の内容の説明をいただきたいです。
- ○議長(近藤和義君) 吉川社会福祉部長。
- ○社会福祉部長(吉川 明君) 御説明いたします。

現在、社会福祉協議会と愛宕福祉会のほうに委託しておりまして、愛宕福祉会が運営する中地域包括支援センター、そちらの介護支援専門員の人事異動に伴う給与の差額分の増額が今回の補正内容になります。

○議長(近藤和義君) ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(近藤和義君) 質疑なしと認めます。

議案第102号についての質疑を終結いたします。

議案第103号 令和5年度佐渡市歌代の里特別会計補正予算(第1号)についての質疑を許します。質 疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(近藤和義君) 質疑なしと認めます。

議案第103号についての質疑を終結いたします。

議案第104号 令和5年度佐渡市すこやか両津特別会計補正予算(第2号)についての質疑を許します。 質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(近藤和義君) 質疑なしと認めます。

議案第104号についての質疑を終結いたします。

議案第105号 令和5年度佐渡市病院事業会計補正予算(第1号)についての質疑を許します。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(近藤和義君) 質疑なしと認めます。

議案第105号についての質疑を終結いたします。

議案第106号 令和5年度佐渡市水道事業会計補正予算(第1号)についての質疑を許します。 佐藤定君。

○4番(佐藤 定君) それでは、質疑をお願いします。

ページでいくと、5ページのところに貸倒引当金繰入額3,423万7,000円と非常に大きな額が計上されておりますが、これの内容について説明いただきます。

- ○議長(近藤和義君) 森川上下水道課長。
- ○上下水道課長(森川浩行君) 御説明いたします。

下水道事業の貸倒引当金の算定基準というものを令和3年度末に策定いたしまして、当初予算の段階ではその基準が策定されておりませんでしたので、一般債権に関する貸倒引当率を基にした貸倒引当金の計上のみとしていたところですが、令和3年度末に策定した貸倒引当金計上額の算定基準に基づきまして、破産更生債権等、それから貸倒懸念債権の計上もいたすことにしまして、今回補正でそれを計上したものでございます。内訳としましては、破産更生債権等についてが5件、それと貸倒懸念債権についてが5件、その内容でございます。

○議長(近藤和義君) ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(近藤和義君) 質疑なしと認めます。

議案第106号についての質疑を終結いたします。

議案第107号 令和5年度佐渡市下水道事業会計補正予算(第1号)についての質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(近藤和義君) 質疑なしと認めます。

議案第107号についての質疑を終結いたします。

議案第108号 佐和田中学校大規模改修(建築)工事請負契約の締結についての質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(近藤和義君) 質疑なしと認めます。

議案第108号についての質疑を終結いたします。

議案第109号 旧真野体育館解体工事請負契約の締結についての質疑を許します。 山本健二君。

○2番(山本健二君) 1点お願いします。

これ、解体になっておるのですけれども、中に使える備品とか、そういうものはあると思っておるのですけれども、ほかのところへ使うようになっておるのですか、みんな処分になっておるのですか、お伺いします。

- ○議長(近藤和義君) 鈴木教育次長。
- ○教育次長(鈴木健一郎君) 御説明いたします。

議員おっしゃるとおり、まだ使えるスポーツ用品も含め、いろいろございます。それらにつきましては、 使えるものについては使えるようにということで、各学校のほうにも問い合わせながら、欲しいというと ころにはあげるようにということで今調整している段階でございます。

- ○議長(近藤和義君) 山本健二君。
- ○2番(山本健二君) 使えるものは学校とか、そういうところに聞いて、また使うようにとあれは出して おるか分からないけれども、でも使えるものは取っておいて、また使えるようだったら使うというように はなるのでしょうか。

それから、壊していくと今度、鉄骨の中の部分のCチャンというところが駄目で、本当の柱はまだ何と もないかと私は思っておるのだけれども、そういうところはどのような扱いになっておるのですか。処分 ってもう決まっておるのですか。

- ○議長(近藤和義君) 鈴木教育次長。
- ○教育次長(鈴木健一郎君) 御説明いたします。

各学校のほうで要らないものも取っておいたほうがいいのではないかという提案だったと思うのですけれども、その間ちょっと置いておく場所とかもありますので、その辺も含めて検討はしていきたいと思っております。

また、鉄骨の内部の部分がというのは申し訳ございません。今のところ、私のほうからちょっと答弁できません。すみません。

- ○議長(近藤和義君) 山本健二君、3回目です。
- ○2番(山本健二君) みんなで相談して、損しないようにやってもらいたいと思っております。 以上です。
- ○議長(近藤和義君) ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(近藤和義君) 質疑なしと認めます。

議案第109号についての質疑を終結いたします。

議案第110号 すこやか両津インフラ独立設備整備(電気設備)工事請負契約の締結についての質疑を 許します。質疑ありますか。 〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(近藤和義君) 質疑なしと認めます。

議案第110号についての質疑を終結いたします。

議案第111号 令和4年度佐渡市一般会計歳入歳出決算の認定についての質疑を許します。本案の質疑 は歳入歳出別とし、歳出については複数の款に分けて行います。

それでは、本案の歳入に関する質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(近藤和義君) 質疑なしと認めます。

本案の歳入に関する質疑を終結いたします。

次に、本案の歳出に関する質疑に入ります。1款議会費から3款民生費までについての質疑を許します。 質疑ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- ○議長(近藤和義君) 質疑なしと認めます。
  - 1款議会費から3款民生費までについての質疑を終結いたします。
  - 4款衛生費から6款農林水産業費までについての質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- ○議長(近藤和義君) 質疑なしと認めます。
  - 4款衛生費から6款農林水産業費までについての質疑を終結いたします。
  - 7款商工費から9款消防費までについての質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(近藤和義君) 質疑なしと認めます。

7款商工費から9款消防費までについての質疑を終結いたします。

10款教育費から14款予備費までについての質疑を許します。

中川直美君。

○18番(中川直美君) 総括がないような感じがしたもので、ここで全体を通して、代表監査委員もいるので、お伺いをしておきたいと思います。

監査委員の意見の最後のまとめの中で、負担金の年度内の精算の未了及び支払いの遅延等があったということも指摘もされておりますし、予算の支出に対して効果が希薄であると思われるものもあったというふうに述べられております。その辺は、具体的にどのようなことを指しているのか非常に分かりにくいので、教えていただきたいというふうに思います。

それと、もう一点は、行政監査で佐渡市が負担をしている佐渡観光交流機構への負担事務の在り方については、たしか令和4年度だったかと思うのですが、このことについて今回全く触れていないのはどういうことなのかちょっとお尋ねをしたいと思います。

- ○議長(近藤和義君) 渡部代表監査委員。
- ○代表監査委員(渡部直樹君) お答えいたします。

まず、負担金の関係につきましてでございます。指摘事項の負担金につきましては、佐渡観光交流機構

の関係の部分でございます。過日、プロジェクトチームの報告がございましたけれども、その部分につきまして、令和4年度の部分、決算においても負担金の支出のみであり、精算事務がまだ行われていないということで、その部分につきまして、負担金については年度内精算が行われていないということで指摘をさせていただいています。これは、令和5年3月28日だったと思うのですけれども、こちらのほうで年度内ぎりぎりに意見書を提出した関係で終わっていないという部分もあるのですけれども、そういった部分も含めまして、指摘事項とさせていただいております。

あと、支払い遅延があった場合というところについては、遅延利息が発生した場合につきましては議会のほうにお諮りして、報告をして支出をしているのですけれども、いわゆる支払い遅延に該当しなくても支払い期日を徒過して支払いをしている事実が何件か散見されましたので、そういった部分につきましても適切に処理をしていただきたいということで意見をさせていただいております。

あと、具体的な効果が希薄なものというところで、具体的なところをお話をしなければいけないのかなということであるのですけれども、特定の事業をここで言ってしまうと、またいろいろなところがあるものですから、その辺につきましては、また執行部等に個別に資料を提示して私どもの考えを申し上げていますので、その部分については個別にお話をしていただければと思うのですけれども、ただよく私のほうで見ますと、いろいろな事業をやるに当たって、国からの予算、いわゆる補助率が高い予算をたくさん佐渡市はいただいております。ただ、その予算をいただくに当たって、お題目があるのですけれども、お題目と実際にやっている事業というのが、どうも関連性が希薄という言葉がいいのかよく分かりませんけれども、そういったものが散見されると。先ほど来、補正予算の関係で皆様方がいろいろなことを御質疑されている部分の中にも含まれているとは思うのですけれども、そういった部分の事業というものが本来どうであったかというところを見直していただきたいということと、あとは補助金をもらう市民や市内の事業者のニーズに沿ったお金の使い方をしていただきたいということが、そこがやっぱり大切だと思っております。ですから、市役所のほうで事業として、これをやりたいというだけではなくて、やはり市民ニーズに沿った事業を展開していきながら、予算をきちんと確保して事業をしていただきたいということでお話をさせていただきたいと思います。

以上でございます。

- ○議長(近藤和義君) 中川直美君。
- ○18番(中川直美君) 我々、決算審査をやるに当たって、監査の見方、意見を非常に参考にしております。 過去、平成29年の地方自治法改正以降、監査機能が強化されたり、内部統制を機能しろということで、その後、結構内部統制がどうしようもないとかいうような、かなり厳しい指摘もあった。結構厳しい指摘が、この間監査から続いてきていて、この前の先ほど言った観光交流機構のやつもかなり厳しい個別のあれが出ているのだけれども、ここに出ていないものですから、我々も監査の皆さんと同じように執行部をチェックする立場です。先ほど代表監査委員、事業名は言えないがといって市長を忖度しなくても私はいいと思っているのですが、そこで1つ聞くのです。私、何回も過去にも言っているのですが、負担金及び交付金、これが全体の予算の中で一番比率が多いわけですよね、16.3%の10億円と。2番目が実は委託料、工事請負費がやっと3番目だと。言うまでもありませんが、行政の仕事の大部分というのは契約に関する案件が圧倒的だ。そういう意味でいうと、監査がこの前示したことというのは非常に大きな意味合いが私あ

ると思って見ているのですが、今ほどちょっと、補助事業は、金は持ってくるけれども、では本当にうまくいくのかというのも含めて、やっぱりもうちょっと私、厳しい指摘があってもいいのではなかったかなというふうに思うのですが、もし感想があればお聞かせください。

- ○議長(近藤和義君) 渡部代表監査委員。
- ○代表監査委員(渡部直樹君) お答えします。

負担金とか、委託費というところでいろいろとお話がございましたが、まず第1点としては、決算審査の内容の意見書の書き方としましても、まず基本的には決算内容が正しいかどうかということと、あとは事務の執行が正しかったかということで、個別の事業につきましては、定期監査のほうで私どものほうやっていますし、外部の部分につきましては、財政援助団体等の監査を行っていますので、そこで個々に指摘をして、当然市長並びに議長に対して意見書を提出しております。そういった部分と今回の決算の意見書という部分では、やはりそこの部分でいわゆる趣旨がちょっと若干違っているという部分で、事業の内容については具体的に個別に上げていないというのが事実でございます。

あと、負担金と委託費につきましては、これは佐渡市の職員、どんどん、どんどん減ってきているような感覚がいたしております。また、会計年度任用職員もいろいろと採用していますけれども、思ったように採用ができていない部分もあるということで承知しております。いずれにしましても、職員の数が減っているにもかかわらず、予算が大きくなってくれば、当然外部のほうに委託を出すしかないというのが状況でございます。ですから、そういった意味では官ができることは官がやる、民にお願いすることは民に適切な委託内容、契約内容、あと履行を確認していただくような形で、当然事務手続は踏んでいただいて、やっていただくことが大切だなというふうに思っております。

あとは、委託費の部分につきましても、再委託規定とかいろいろ文言が入っている部分あります。ですから、個別の委託事業につきましては、やはりその内容をよく担当者が理解した上で契約をするということが大切だと思っておりますので、今後も監査するに当たって、そういうところを注視しながらやっていきたいと思います。

○議長(近藤和義君) ほかに質疑ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(近藤和義君) 質疑なしと認めます。

10款教育費から14款予備費までについての質疑を終結いたします。

以上で議案第111号 令和4年度佐渡市一般会計歳入歳出決算の認定についての質疑を終結いたします。 議案第112号 令和4年度佐渡市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についての質疑を許します。 質疑ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(近藤和義君) 質疑なしと認めます。

議案第112号についての質疑を終結いたします。

議案第113号 令和 4 年度佐渡市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についての質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(近藤和義君) 質疑なしと認めます。

議案第113号についての質疑を終結いたします。

議案第114号 令和4年度佐渡市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についての質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(近藤和義君) 質疑なしと認めます。

議案第114号についての質疑を終結いたします。

議案第115号 令和4年度佐渡市小水力発電特別会計歳入歳出決算の認定についての質疑を許します。 質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(近藤和義君) 質疑なしと認めます。

議案第115号についての質疑を終結いたします。

議案第116号 令和4年度佐渡市歌代の里特別会計歳入歳出決算の認定についての質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(近藤和義君) 質疑なしと認めます。

議案第116号についての質疑を終結いたします。

議案第117号 令和4年度佐渡市すこやか両津特別会計歳入歳出決算の認定についての質疑を許します。 質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(近藤和義君) 質疑なしと認めます。

議案第117号についての質疑を終結いたします。

議案第118号 令和4年度佐渡市五十里財産区特別会計歳入歳出決算の認定についての質疑を許します。 質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(近藤和義君) 質疑なしと認めます。

議案第118号についての質疑を終結いたします。

議案第119号 令和4年度佐渡市二宮財産区特別会計歳入歳出決算の認定についての質疑を許します。 質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(近藤和義君) 質疑なしと認めます。

議案第119号についての質疑を終結いたします。

議案第120号 令和4年度佐渡市新畑野財産区特別会計歳入歳出決算の認定についての質疑を許します。 質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(近藤和義君) 質疑なしと認めます。

議案第120号についての質疑を終結いたします。

議案第121号 令和4年度佐渡市真野財産区特別会計歳入歳出決算の認定についての質疑を許します。 質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(近藤和義君) 質疑なしと認めます。

議案第121号についての質疑を終結いたします。

議案第122号 令和4年度佐渡市病院事業会計決算の認定についての質疑を許します。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(近藤和義君) 質疑なしと認めます。

議案第122号についての質疑を終結いたします。

議案第123号 令和 4 年度佐渡市水道事業会計決算の認定についての質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(近藤和義君) 質疑なしと認めます。

議案第123号についての質疑を終結いたします。

議案第124号 令和 4 年度佐渡市下水道事業会計決算の認定についての質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(近藤和義君) 質疑なしと認めます。

議案第124号についての質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第94号から議案第124号までについては、お手元に配付した委員会付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

日程第6 請願第3号から請願第5号まで、陳情第9号、陳情第12号から陳情第15 号まで

○議長(近藤和義君) 日程第6、請願第3号から第5号まで、陳情第9号、陳情第12号から第15号までに ついてを一括議題といたします。

本案については、お手元に配付した請願・陳情文書表のとおり、それぞれ所管する委員会に付託をいたします。

○議長(近藤和義君) 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

次の会議は、9月13日水曜日午前10時から一般質問を行います。

本日は、これにて散会をいたします。

午後 1時55分 散会